

つくば市
ワイン・フルーツ酒振興基本方針
2022年度～2031年度

2023年2月

つくば市

目次

第1章 序論.....	- 1 -
1.1 振興基本方針策定の背景と趣旨.....	- 1 -
1.2 日本国内のワイン生産の状況.....	- 2 -
1.3 つくば市におけるぶどう・ワイン生産.....	- 4 -
1.4 フルーツ酒生産.....	- 6 -
1.5 つくば市におけるぶどう・ワイン生産課題の整理.....	- 6 -
第2章 つくばワイン・フルーツ酒振興基本方針.....	- 7 -
2.1 方針の骨子.....	- 7 -
2.2 産地づくりの環境整備.....	- 9 -
2.3 その後の取組への展望.....	- 11 -
参考資料.....	- 12 -

第1章 序論

1.1 振興基本方針策定の背景と趣旨

近年、本市では農業従事者の高齢化や他産業への流出等に伴う後継者や新たな農業の担い手の不足による耕作放棄地の増加が課題となっています。これに対して、2015年以降『つくば市農業基本計画』（2015年度～2019年度）及び『第2次つくば市農業基本計画』（2020年度～2024年度）を策定し、現在、①ひと（担い手となる農業者）の確保・育成、②農地や環境の保全・有効活用、③特徴ある地域農業の確立、④スマート農業の推進を4つの基本方針として、農業政策を推進しています。

そうした中、意欲のある複数の農業者によって、耕作放棄地を活用したワイン用ぶどうの栽培、委託醸造によるワインの生産が開始され、市では、従来の農産加工品にはない、つくばワインが新たな食の魅力や地域振興につながる可能性があると考え、2017年9月に国へ構造改革特別区域計画として「つくばワイン・フルーツ酒特区」の申請を行い、12月に特区の認定を受けました。これにより、市内全域の特産物として指定された農産物（ぶどう、ブルーベリー、りんご、いちご、キウイフルーツ、梨、みかん、梅、柿、もも、スイカ、メロン、いちじく又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料とした果実酒又はリキュールが製造しやすくなり、今後つくばワイン等を活用した地域の活性化のほか、耕作放棄地の増加や農業の担い手減少といった農業における課題の解消にもつながるものと考えています。

本振興基本方針では、ワイン用ぶどうの栽培やワイナリー開設を進めるための環境整備や、つくばワインやワイナリーを活用した市の活性化策を展開していくための方針を策定するものです。

1.2 日本国内のワイン生産の状況

(1) 国内におけるワインの消費動向

国内においては、人口減少や高齢化による人口構造の変化や嗜好の変化を背景に、日本国内での酒類全体の消費量が 1996 年度の 966 万kℓをピークに減少傾向にあります。

こうした中、ワインの消費数量はゆるやかな上昇傾向を示していますが、直近 5 年間は 35 万kℓ前後で推移しております（図 1－1）。また、2019 年から発効された日EU・EPA（「経済連携協定（Economic Partnership Agreement）」）によりEUからのワインの輸入に掛かる関税が即時撤廃され、中長期的に海外産ワインの輸入量が増加し、消費拡大に繋がると予想されています。さらに、2018年に施行された「果実酒等の製法品質表示基準」により、国内製造ワインに対する表示ルールが整備され「日本ワイン」が明確に定義されたことで、日本のワイン市場に注目が集まっています。

※ワインは酒税法上で果実酒に分類されています。

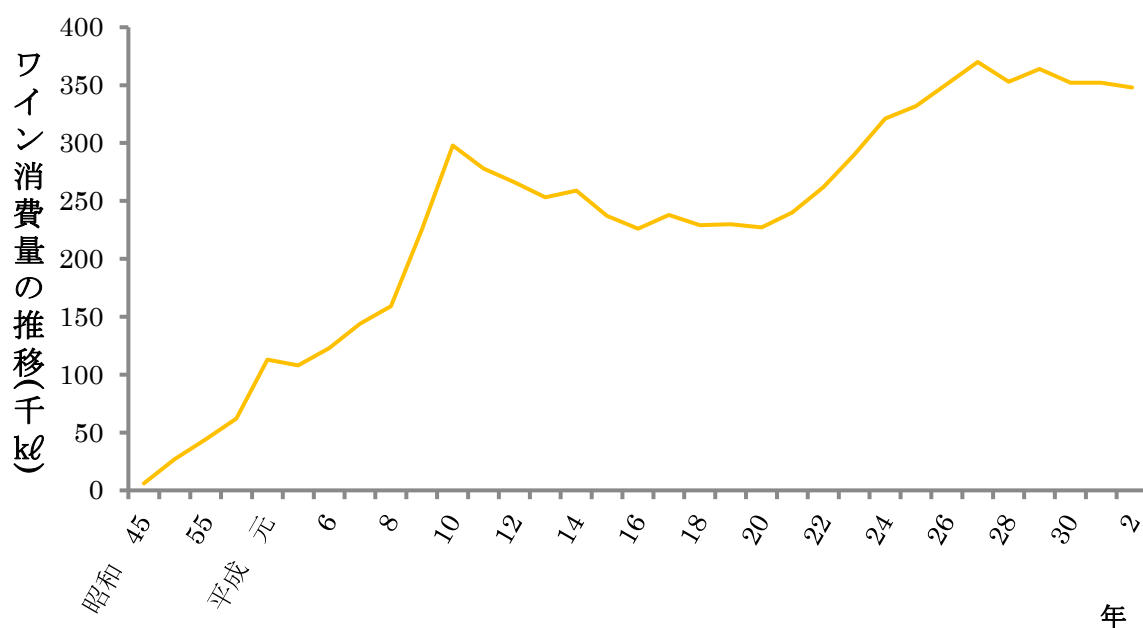


図 1－1. ワイン消費量の推移 (千kℓ)

(2) 国内に流通するワインの表示規制変更

2018年10月の「果実酒等の製法品質表示基準」によって国内に流通するワインの新たなラベル表示ルールが定められました。

これまでは、原料の国産、輸入を問わずに国内で製造されたワインを「国産ワイン」としており、国産ぶどうを原料として国内で製造されたワインとの区別がつかない状況となっていました。これが新たなルールにより、国内で製造されたワインを「国内製造ワイン」、そのうち国産ぶどうのみを原料としたワインを「日本ワイン」として表示することになり、ラベルから原料が国産ぶどうのみのワインであるか区別できるようになりました。（図1-2）

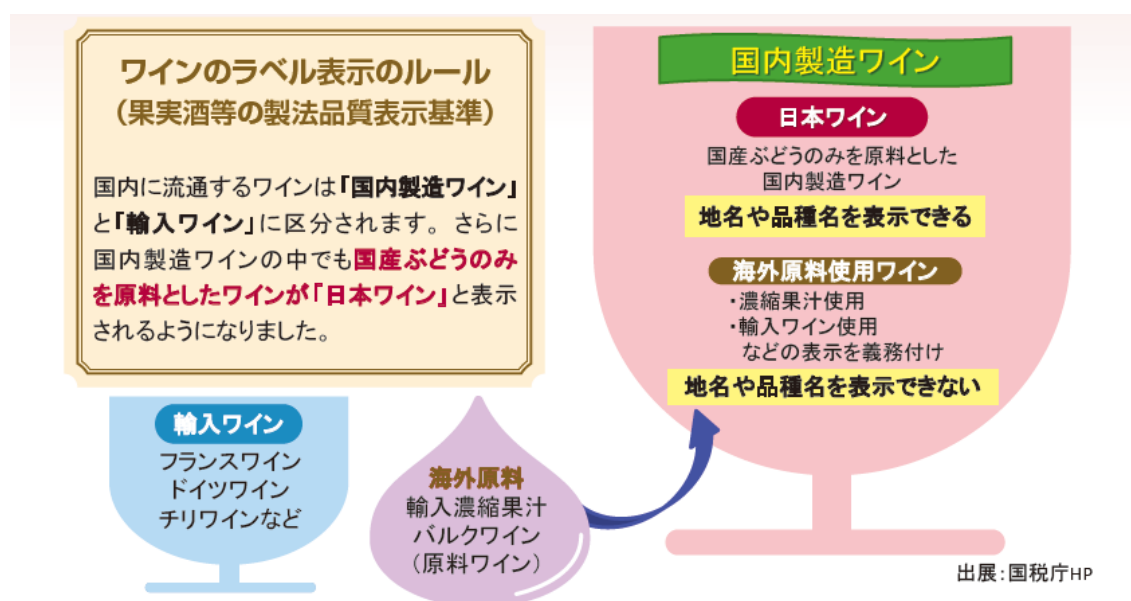


図1-2 ワインの表示ルール改定

(3) 国内におけるワインの生産状況

国税庁の「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」によると、2021年1月1日現在の全国のワイナリー数は413か所で、2019年1月1日の331か所と比較すると、2019年で38か所、2020年に44か所と合計で82か所増加しています。

一方、国内市場におけるワイン消費量は、2020年度の35.2万kl、2021年度は34.8万klとほぼ同量となっています。その内国産ワインの割合は2020年度32.4%から2021年度35.4%、日本ワインの割合は4.9%から5.4%と共に割合が増えており、ワイナリーの増加に伴い国産ワイン、日本ワイン共に消費量が増加しています。

(4) 茨城県産ワインの生産状況

国税庁の調査では、2021年1月1日現在、茨城県内にあるワイナリーは、檜山酒造/常陸ワイン（常陸太田市）、木内酒造（那珂市）、Domaine MITO（水戸市）、来福酒造(株)/RAIFUKU WINE（筑西市）、つくばワイナリー（つくば市）、S-Wine Lab（境町）、牛久シャトー（牛久市）、麦と葡萄 牛久醸造所（牛久市）の8か所となっています。出荷量は調査に回答のあった6か所のワイナリーの合計で年間18klと少量ですが、その全てが日本ワインであり、今後市内で生産されるワインも日本ワインであることが予想されるため、国産ぶどうに拘ったワインとしての発展が期待されます。

1.3. つくば市におけるぶどう・ワイン生産

(1) 気候・風土

世界的にワイン用ぶどう産地として共通する条件は、年間平均気温が10～20℃、ぶどう育成期間中の日照時間が1,300～1,500時間、年間降水量が500～900mm程度であるといわれています。この気候条件を満たす地域は、おおよそ北緯30～50度、南緯20～40度のエリアであり、主要なワイン産地のほとんどがこれに含まれています。日本も全域がこの範囲に含まれ、山梨県、長野県、北海道などが主要産地として有名です。

本市の気候は、年間平均気温が14.0℃と比較的温暖で、年間降雨量は、1,440mm程度で降水量はやや多めとなっています。また、筑波山周辺の花崗岩質が風化した土壌は、海外の有名ワイン生産地であるローヌ（仏）・サルディーニャ島（伊）・グラニットベルト（豪）等と類似しており、本市で生産されるワインの味にこの土壌由来の特徴が出ることも期待されます。

ぶどう栽培上の懸念は、初夏から栽培収穫期における降水量の多さと気温の高さと考えられます。なお、冬場の降雪は年に2～3回程度、最低気温も－5℃程度のため、ぶどうの越冬にも問題はありません。

(2) つくばワイン・フルーツ酒特区による規制緩和

2017年12月に認定を受けた「つくばワイン・フルーツ酒特区」により、果実酒製造免許を取得するための最低製造数量の基準が、市産原料による市内での果実酒（ワイン含む）の製造に限り、6klから2klに引き下げられたこ

とにより、小規模な生産者も酒類製造免許を取得することが可能となりました。

(3) ぶどう栽培の現状

市内のワイン用ぶどうの栽培は、2012年に北条、2015年に神郡・沼田、栗原で開始されました。2017年のつくばワイン・フルーツ酒特区認定以降は、小田や平沢等でも栽培が始まり、今後も新たな生産者の増加が期待されます。

ワイン用ぶどうの収穫が始まっている生産者の規模は各々1.4～2.0ha程の畑に2,000本～6,000本強のぶどうの樹を有しています。

現在は本市の風土、土壌の条件に合った栽培・管理方法や品種を検討するため、幅広い品種に取り組んでいる状況です。ワイン用ぶどうとして世界的に認められている日本固有の品種（甲州、マスカットベリーA）や、いわゆる欧州系と言われる品種（シャルドネやメルロー等）、さらには欧州系品種に日本原産ぶどうを掛け合わせた特有の品種（富士の夢、北天の雫）等が栽培されています。

(4) つくばワイン醸造の現状

ワイン用ぶどうを収穫している生産者は、2013年から順次、県内外の醸造所へ委託し、市産ぶどう100%のワイン醸造を開始しました。

2019年8月には、本市初となるワイナリーが誕生し、2020年8月には特区の規制緩和を活用した小規模のワイナリーが開所され、原料生産から醸造までのすべてを市内で行い、ラベルに「つくば」と地名表示が可能となったつくばワインが登場しました。

(5) つくばワイン販売・消費の現状

2019年につくばワイン醸造が開始され、2022年時点では3者が醸造を行っています。その内、2者は個人経営でつくばワイン醸造を行っており、醸造量も少ないことから、市内でもつくばワイン取扱店は限られているのが現状です。

また、個人経営の醸造者が主であるためPR活動に十分な費用やマンパワーを掛けられないことも、取扱店が限られている一因と考えられます。

1.4. フルーツ酒生産

市内ではぶどう以外にもブルーベリーや日本なし、いちご等様々なフルーツ酒の原料となる作物が栽培されています。そのため、それらを原料にした多様なフルーツ酒の生産の可能性を持つ地域です。

その中でも特にブルーベリー栽培が盛んで、市内では30以上の生産者によって栽培され、ジャムや菓子など様々な商品が開発されています。ぶどう以外の原料を使用した果樹酒は希少性が高く、特区により小規模な施設でも醸造可能となるため、地域活性化のためにも競争力のある商品開発が期待されています。

1.5. つくば市におけるぶどう・ワイン生産課題の整理

新規就農者がワイン生産に参入するためには、「ぶどう栽培」、「ワイン醸造」、「ワイン販売・消費」の3つの大きな課題が予想されます。それぞれの課題を整理し、ぶどう栽培及びつくばワイン醸造に取り組みやすい環境整備を検討します。

(1) ぶどう栽培の課題

- ① ワイン用ぶどう栽培のための農地の確保が困難
- ② 日本ワインブームにより、日本全体で苗木が不足しており、希望する品種や本数の確保が困難
- ③ ワイン醸造には、最低でも3,000本程の苗木の植え付けが必要あり、初期投資が大きい
- ④ ワイン用ぶどうの収穫までには3年程度を要し、その間の収入が見込めない期間があること
- ⑤ ぶどう栽培のノウハウを学べる場が、市内のみならず茨城県内でも不足している

(2) ワイン醸造の課題

- ① ワイナリー建設及び機器の整備に多額の初期投資が必要
- ② ワイナリーの建設には農地法や都市計画法の他にも酒税法や食品管理衛生法など様々な手続きが必要

- ③ 醸造に関するノウハウを学べる場が、市内のみならず茨城県内でも不足している

(3) ワイン販売・消費の課題

- ① 市内の酒販店や飲食店等でのつくばワインの取扱いが少ない
- ② つくばワインのPRが不足している

第2章 つくばワイン・フルーツ酒振興基本方針

本市では、第2次つくば市農業基本計画の基本方針の1つに「特徴ある地域農業の確立」を掲げており、この「つくばワイン・フルーツ酒振興基本方針」を策定することによって、新しいチャレンジであるつくばワインを市民に広く周知し、特産品として受け入れられ、市内での消費拡大、生産者と市民が一体となって、つくばワインを盛り上げることで、特徴ある地域農業の確立を目指していきます。

2.1. 方針の骨子

(1) 振興基本方針

2020年に策定した「つくば市未来構想」にある「魅力をみんなで創るまち」への試みとして、ぶどう生産者やつくばワイン醸造者、JAや研究機関、県等の農業関係機関、酒販店や飲食店、観光業者等の周辺産業者、つくばワインの愛好者（ファン）をはじめとする多様な人材のつながりにより、つくばワインを盛り上げることで、地域産業や観光を活性化し、特徴ある地域農業を確立します。

(2) 振興基本方針の期間と参考指標

- ①期 間 2022年度～2031年度の10年間
- ②参考指標 5年後・10年後の参考指標を設定

ワイン振興について参考となる指標を設けて、進捗状況を確認していきます。

(3) 参考指標の設定

- ①生産者数
- ②栽培面積
- ③ぶどう収穫量
- ④醸造所数
- ⑤製造量

	基準値※	2026 年度	2031 年度
生産者 (件)	5	7	10
栽培面積 (ha)	5.0	8.5	14.9
収穫量 (t)	28.1	41.7	67.0
醸造所数 (か所)	3	5	7
製造量 (L)	20,000	29,200	48,300

※基準値は 2021 年度の値です。

(4) 推進体制

第2次つくば市農業基本計画における目指すべき姿である「多様な力がつながり実現する持続可能な農業」をつくばワインの生産においても実現するため、ワイン用ぶどうの生産者やワイン醸造者、行政担当者等が広く意見交換できる場を設け、産官が有機的に連携し、本振興基本方針を推進していきます。

(5) 期待する地域活性化

- ①農業振興：ぶどう及びワイン生産地の形成、生産者の所得安定と向上、新規参入者の増加、耕作放棄地の減少、地産地消の推進
- ②産業振興：酒販店や飲食店などの他産業と連携した地域全体の産業活性化
- ③観光振興：地域イベントや他の観光資源との連携、ワインツーリズム企画、PR 活動による誘客力向上

2.2. 産地づくりの環境整備

(1) ぶどう栽培の支援方針

① 生産農地の拡大

本市のグリーンバンク制度等を活用し、耕作放棄地を含めた農地の情報を集約・発信することで農地の取得・賃借のマッチングを進めます。

また、農業委員会及び農地利用最適化推進委員とも連携し、農地のマッチングを強化します。

② 苗木取得支援

本市独自の果樹振興事業補助金を活用し、ワイン用ぶどうの苗木購入を支援します。

③ ぶどう栽培ノウハウの共有

農業関係機関の専門家や地域のワイン用ぶどう生産者間のネットワークを形成し、地域の中で栽培ノウハウが蓄積できる環境を整備します。

④ 新規取組者の呼び込み

国の新規就農者育成総合対策の経営開始資金等を活用し、ワイン用ぶどうが収穫できるまでの収入が見込めない時期に、用途を制限しない補助金を交付するなどの支援を行います。

⑤ 環境に配慮した生産への取組支援

ぶどうの搾りかすや摘果したぶどうを有効活用するなど環境に配慮した生産の実現を目指します。

(2) つくばワイン醸造支援方針

① ワイナリーの整備に向けた支援

ワイナリー建設や機器取得に活用できる支援制度等の情報を提供します。

② 推進体制の強化

つくばワイン醸造者と新規取組者のネットワークを構築し、醸造に関わる様々な情報の共有や醸造技術の伝達などを支援します。

また、ネットワーク構築のために生産者同士が交流できる企画や醸造技術等取得のための研修会やワイン品評会への参加を支援する等、生産者と密に連絡を取り合い、必要とされる支援策を検討していきます。

③ 醸造技術の向上

財務省所轄の酒類に関する研究機関である独立行政法人酒類総合研究所の紹介やワインセミナー等に参加することで、醸造専門家との人的ネットワークを構築し、醸造技術の確立・向上に必要な専門家派遣等につながる支援をしていきます。

(3) つくばワイン販売・消費の支援方針

① 消費者に分かりやすいつくばワインの魅力発信

ワインに関する一元的な情報発信ツールの整備や観光情報とリンクした産地情報の発信を行います。

② つくばワインのファンづくり

ワイナリー巡り、オーナー制等のワインに接する機会を支援しつくばワインのファンを増やします。

③ つくばワインの消費拡大

酒販店・飲食店等でのつくばワインの取扱店舗を増やし、購入や飲食が可能な店や地元食材とのマリアージュなどを「Farm to Table」でPRすることで、地元消費の拡大を支援していきます。

また、ふるさと納税の返礼品やつくばコレクションへの登録をサポートし、つくばワインの消費拡大を支援します。

④ 観光誘客力強化

ワインツーリズム等新たな観光コンテンツを創出し、既存の観光資源との相乗効果が得られる取組を推進します。

⑤ 地酒のファンづくり

つくばワインに留まらず、日本酒やビール等の市内で生産される他の地酒生産者とも連携し共同で販促イベントを企画するなど、新しいファン獲得を検討します。

⑥ 市外へのつくばワインのPR

つくば市の新しい特産品としての贈答品利用や、市外での販路拡大、ふるさと納税の返礼品、インターネットを活用した販売等、さらなる販路拡大策を支援します。

2.3. その後の取組への展望

本振興基本方針の期間終了後もワイン用ぶどう栽培やつくばワイン醸造に取り組む関係者が安定した経営ができるように、この10年間の振興基本方針に基づいた多様な支援を継続していきます。

さらに、本市の農業の特徴である豊富な農産物や多様な農業を示すシンボルとしてつくばワインを支援し、地域の産業や観光の活性化につなげ、特徴ある地域農業の確立を目指します。

参考資料

1. 国税庁「酒のしおり」
2. 国税庁「果実酒等の製法品質表示基準」
3. 国税庁「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」
4. つくば市構造革命特別区域計画（2017.12）
5. 山梨ワイン産地確立推進会議報告書（2006.09）
6. 山梨ワイン産地確立推進計画（H28～H37）
10. 信州ワインバレー構想（平成25年、長野県）
11. 「ワインと食」による観光振興事業計画および「ワインつながりによる広域連携事業計画」（平成29年3月、牛久市）